

令和6年5月27日から、国外転出後もマイナンバーカードを継続して利用できることになりました。また、現在マイナンバーカードを持っていない国外在住者（2015年10月5日以降に国外転出をしている方に限る。）も国外転出向けマイナンバーカードを在外公館窓口等で申請することが可能になります。

各種申請・手続きについては、「[マイナンバーカード総合サイト](#)」をご参照下さい。

その他、国外転出者向けマイナンバーカードに関連する[お問い合わせについてはこちら](#)

